

あすは東伊興訪問看護ステーション 指定訪問看護 {指定介護予防訪問看護} 事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団あすは会（以下「法人」という。）が設置するあすは東伊興訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において、実施する指定訪問看護 {指定介護予防訪問看護} 事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護 {指定介護予防訪問看護} の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護 {指定介護予防訪問看護} の提供を確保することを目的とする。

(指定訪問看護 {指定介護予防訪問看護} 運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して、家庭での療養生活を支援し、その心身機能の維持回復を目指し、生活状況の向上に努めるものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養生活上の目的を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定訪問看護 {指定介護予防訪問看護} の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者への情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定訪問看護 {指定介護予防訪問看護} 運営の方針)

第3条 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して、家庭での療養生活を支援し、その心身機能の維持回復を目指し、生活状況の向上に努めるものとする。

- 2 利用者の介護予防に資するよう、その目的を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業の実績に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率的・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

- 5 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに主治医及び地域包括支援センターへの情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）に定める内容を遵守し、事業の実施するものとする。

（事業の運営）

- 第4条 ステーションは、この事業の運営にあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づき訪問看護計画書により適切な訪問看護の提供を行う。
- 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

（事業所の名称等）

- 第5条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- （1） 名 称：あすは東伊興訪問看護ステーション
 - （2） 所在地：足立区東伊興三丁目20番7号

（職員の職種、員数及び職務内容）

- 第6条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- （1） 管理者兼訪問看護師：看護師又は保健師 1名
管理者は、所属職員を指導監査し、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の運営が行われるように統括する。但し管理上で支障がない時はステーションの他の職務又は同一敷地内の他の施設及び事業所の職務に従事することが出来る。
 - （2） 訪問看護師：看護師、准看護師、保健師のうち常勤換算で2.5名以上になるように配置する。
訪問看護師（准看護師は除く）等は、訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護は訪問看護師が担当する。
 - （3） 理学療法士又は作業療法士：指定訪問看護ステーションの事情に応じた適当数を配置する。

（営業日及び営業時間）

- 第7条 事業所の営業日及び営業時間は、事業者あすは会職員就業規則に準じて定めるものとする。
- （1） 営業日は通常月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜日及び祝日・12月31日から1月3日までを除く。
 - （2） 営業時間は、午前9時00分から午後6時00分までとする。
ただし土曜日は午前8時30分から午後5時30分までとする。

(利用時間及び利用回数)

第8条 訪問看護 {予防訪問看護} の実施時間は、1日1回の訪問につき30分から1時間30分程度を標準とし、2時間を越えないものとする。

- 2 利用者による訪問看護 {予防訪問看護} の利用は、1週3日を上限とする。ただし、末期悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病の利用者及び急性増悪等による特別指示書の交付された利用者については、その限りではない。
- 3 前2項の規程にかかわらず、居宅サービス計画に基づく指定訪問看護 {指定介護予防訪問看護} にかかる利用時間及び利用日数は当該計画に定めるところとする。

(指定訪問看護 {指定介護予防訪問看護} の提供方法)

第9条 指定訪問看護 {指定介護予防訪問看護} の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者は主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した訪問看護指示書に基づき、看護計画書を作成し指定訪問看護 {指定介護予防訪問看護} を実施する。
- (2) 利用者又は家族からステーションに直接連絡があった場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから足立区医師会あるいは足立区に主治医の選定を依頼する。

(指定訪問看護 {指定介護予防訪問看護} の内容)

第10条 事業所の指定訪問看護 {指定介護予防訪問看護} 内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護計画の作成及び利用者又はその家族への説明、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載

(サービス内容の例)

- ① 病状・障害の観察
 - ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
 - ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
 - ④ 褥瘡の予防・処置
 - ⑤ リハビリテーション
 - ⑥ 認知症患者の看護
 - ⑦ 療養生活や介護方法の指導
 - ⑧ カテーテル等の管理
 - ⑨ その他医師の指示による医療処置
- (2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護 {指定介護予防訪問看護}
 - (3) 訪問看護報告書の作成

(緊急時における対応方法)

第11条 看護師等は、指定訪問看護 {指定介護予防訪問看護} 実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

主治医に連絡が取れない場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

- 2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料)

第12条 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供した場合、基本利用料として介護保険法及び健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める額を利用者から徴収する。なお当該訪問看護が法定代理受領サービスに該当するときはその額の1割から3割の額とする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

- 2 事業所は、基本利用料のほか看護師等の訪問看護の提供が次の各号に該当するときは、その他の利用料として別表の額の支払いを、利用者から受けるものとする。

- (1) 第7条第1項で定めた利用日以外の日に行き訪問看護を行った場合
- (2) 第7条第2項で定めた利用時間帯以外の時間外に行き訪問看護を行った場合
- (3) 第8条第1項で定めた2時間を越えた場合
- (4) 訪問看護と連携して行われる死後の処置料

- 3 事業所は、実費負担の利用料として、訪問看護に必要な交通費、おむつ代、保険適用外の利用等に要する費用を利用者から受けるものとする。(但し、介護保険に基づく訪問看護〔予防訪問看護〕に要する交通費は通常業務を行う地域以外に限る。

- 4 事業所は、前3項の料金の支払いを受けたときは、基本利用料とその他の利用料(個別の費用毎に区分)について記載した領収書を交付する。

- 5 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、基本利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関して説明を行い、文書による同意を得るものとする。

- 6 基本利用料以外の利用料については利用者の状況により減額、減免する事が出来る。

- 7 キャンセル料金について

利用日前日までのキャンセル料金：無料

利用当日のキャンセル料金：3000円

(通常業務を行う地域)

第13条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を行う地域は足立区、草加市、川口市である。

(衛生管理等)

第14条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に勤めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する

- (3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する

(苦情処理)

第15条

- (1) 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、法第23条の規程により市区町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市区町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (3) 本事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第16条 (虐待の防止)

事業所は、人権の擁護、虐待の発生またはその再発を予防するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針の整備。
- 3 虐待を防止するための定期的な研修
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (2) 事業者はサービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報するものとする。

第17条 (業務継続計画の策定等)

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下業務継続計画という）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- (2) 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第18条 (ハラスメントの防止・対応)

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じる。

- (2) 事業者は、従業員が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者、利用者の家族等が事業者の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することができる。

(その他運営についての留保事項)

第 19 条

- 1 事業所は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとする。
- 2 職員は正当な理由がある場合を除き業務上知り得た秘密を保持する。退職者も同様とする。
- 3 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護完結の日から 2 年間保管しなければならない。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人社団あすは会が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 13 年 10 月 1 日から改正施行する

附 則

この規定は、平成 16 年 11 月 16 日から改定施行する。

附 則

この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この規定は、平成 20 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この規定は、平成 20 年 12 月 1 日から改定施行する。

附 則

この規定は、平成 21 年 3 月 1 日から改定施行する。

附 則

この規定は、平成 21 年 4 月 1 日から改定施行する。

附 則

この規定は、平成 21 年 6 月 1 日から改定施行する。

附 則

この規定は、平成 21 年 8 月 1 日から改定施行する。

附 則

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から改定施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から改定施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から改定施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から改定施行する。